

書籍『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』および 『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』に関する追加情報

標記書籍におきまして、2020年5月29日に成立し、同年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により内容に変更が生じたので、下記のとおり追加情報をお知らせいたします。

記

1. 公的年金に関する改正

(1) 公的年金の繰上げ・繰下げ受給の見直し（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：5頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：83頁）

老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられた。繰下げ受給による65歳受給開始の年金額に対する増額率は75歳まで年8.4%（月0.7%）が適用される。一方、繰上げ受給については65歳受給開始の年金額に対する減額率が年6%（月0.5%）から年4.8%（月0.4%）に見直された。繰上げ受給の下限年齢は60歳が維持される。〔2022年4月1日施行〕

2. 確定拠出年金に関する改正（個人型・企業型共通）

(1) 受給開始可能時期の拡大（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：92～93頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：18・82・103頁）

公的年金の繰下げ受給可能期間の拡大に合わせ、確定拠出年金の老齢給付金（年金または一時金）の受給開始可能時期が、「60～70歳」から「60～75歳」に拡大された。〔2022年4月1日施行〕

(2) 脱退一時金の支給要件見直し（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：21・89頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：70頁）

公的年金の短期滞在外国人に対する脱退一時金の支給上限年数の引上げに合わせ、確定拠出年金の脱退一時金（中途引出し）の支給要件の1つである通算拠出期間が「3年以下であること」から「5年以下であること」に拡大された（具体的な年数は政令で規定）。〔2021年4月1日施行〕

また、「保険料免除者であること」に代えて「個人型年金の加入資格がないこと」等が支給要件とされ、外国籍人材が帰国する際の脱退一時金の支給が可能となった。〔2022年5月1日施行〕

なお、これらの改正は経過措置として施行日前に資格を喪失した者にも適用される。

3. 個人型確定拠出年金に関する改正

(1) 加入可能対象の拡大 (『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：10～11・20・77～78 頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：7・16～17・19・82・90・103 頁)

個人型年金 (iDeCo) の加入可能対象が「60 歳未満の国民年金の被保険者 (任意加入者を除く)」から「国民年金被保険者 (任意加入者を含む)」に拡大された。これにより、60 歳以上 65 歳未満の第2号被保険者 (厚生年金被保険者) や国民年金の任意加入被保険者 (20 歳以上 65 歳未満の海外居住者を含む) も新たに加入可能となる。任意加入被保険者である iDeCo の加入者は新たに第4号加入者として区分される。ただし、すでに iDeCo の老齢給付金を受給した者や公的年金を繰上げ受給した者は加入することができない。〔2022 年 5 月 1 日施行〕

なお、60 歳到達時点で通算加入者等期間がなく、60 歳以降に新たに加入者となった場合は、加入日から 5 年を経過した日以降に受給可能となる。

(2) 企業型年金との同時加入の要件緩和 (『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：19～20・81・161 頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：39・58～61 頁)

企業型年金の加入者は、当該企業型年金規約の定めにかかわらず (事業主掛金の拠出限度額を引き下げることなく)、同時に iDeCo に加入することが可能となった。マッチング拠出を実施している場合は、本人がマッチング拠出と iDeCo 加入のいずれかを選択する。ただし、掛金の合計額は企業型年金の拠出限度額以内とする必要があるため、企業型年金の加入者向け Web サイトにおいて、各加入者が iDeCo に拠出可能な額を確認できるようにすることが義務化される。〔2022 年 10 月 1 日施行〕

なお、企業型年金の掛金が年単位化されている場合には iDeCo の拠出可能額との調整が複雑になることから、取扱いを検討することとしている。

(3) 中小事業主掛金納付制度の実施可能企業の拡大 (『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：38・147 頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：36・62 頁)

中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+) の実施可能企業について、従業員規模が「100 名以下」から「300 名以下」に拡大された。〔2020 年 10 月施行予定〕

(4) 終了した確定給付企業年金からの移換 (『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：23・83 頁)

制度終了した確定給付企業年金の残余財産を iDeCo に移換することが可能となった。〔2022 年 5 月 1 日施行〕

(5) 企業年金連合会への継続投資教育の委託 (『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：17 頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：74 頁)

iDeCo の実施機関である国民年金基金連合会が、企業年金連合会に継続投資教育 (資料提供等業務) の実施を委託できることとされた。〔交付日施行〕

4. 企業型確定拠出年金に関する改正

(1) 加入可能期間の拡大（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：98・106・162・165頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：6・16～17・19頁）

60歳以上の従業員を企業型年金の加入者とするについて、60歳到達前と同一事業所に引き続き使用される場合に限る要件（同一事業所要件）が撤廃され、さらに厚生年金被保険者であれば（規約の定めにより）最長70歳まで加入者とするのが可能となった。ただし、すでに企業型年金の老齢給付金を受給した者が再加入することはできない。〔2022年5月1日施行〕

なお、60歳到達時点で通算加入者等期間がなく、60歳以降に新たに加入者となった場合は、加入日から5年を経過した日以降に受給可能となる。

(2) 簡易企業型年金の実施可能企業の拡大（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：37頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：36頁）

設立手続きを簡素化した簡易企業型年金（簡易型DC）の実施可能企業について、従業員規模が「100名以下」から「300名以下」に拡大された。〔2020年10月施行予定〕

(3) 脱退一時金の受給手続きの改善（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：19・104・106頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：47～49頁）

企業型年金の資格を喪失した者がiDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしている場合、iDeCoに資産を移換することなく、企業型年金から直接脱退一時金を受給することが可能となった。〔2022年5月1日施行〕

(4) 退職時の通算企業年金への移換（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：22・104頁、『金融機関のための 改正確定拠出年金Q&A 第2版』該当頁：44～46頁）

60歳未満で退職したこと等により企業型年金の資格を喪失した場合に、企業年金連合会が実施する通算企業年金へ資産を移換することが可能となった。〔2022年5月1日施行〕

(5) 規約変更手続きの簡素化（『確定拠出年金の基本と金融機関の対応』該当頁：18～19頁）

企業型年金の規約変更について、軽微な変更の一部について届出が不要となった。〔2020年10月施行予定〕

以上